

【シンガポール事務所】COVID-19にかかる所管国の対応状況（2023年4月18日10:00現在）

		インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	
感染状況	感染者数	6,751,662名	—	—	4,728,967名	4,084,255名	—	
	(直近1週間)	(-名)	(-)	(-)	(-名)	(-)	(-)	
死亡者数	死亡者数	161,057名	—	—	33,940名	66,431名	—	
	(直近1週間)	(-名)	(-)	(-)	(-名)	(-)	(-)	
出入国規制	日本からの入国可否	短期滞在	可	可	可	可	可	
		ビザの要不要	要	要	不要	不要	不要	
		(要の場合の内容)	空港到着時にアライバルビザが申請可能	空港到着時にアライバルビザ申請可能				
	ワクチン接種証明書が必要か否か	要	不要	不要	不要	要	不要	
	(必要な場合、ワクチン接種者の要件(回数、メーカー等))	・英文表記で書面又は電子的な提示が必要。 ・渡航日の14日以上前に必要回数のワクチン接種が完了していること。 3回接種：ジファイバックス 2回接種：シノバック、アストラゼネカ、モデルナ、シノファーム、ファイザー、ノババックス、スプートニク 1回接種：J&J、コンビデシア				渡航日の14日以上前に必要回数のワクチン接種が完了していること。 ・2回接種：ファイザー、アストラゼネカ、シノバック、スプートニク、バラトバイオデック、モデルナ、シノファーム、ノババックス ・1回接種：J&J		
	上記の要件を満たし「ワクチン接種者」となった場合の入国要件は下記のとおり	—	—	—	—	—	—	
	日本から入国（短期滞在）する際の主な条件	入国前 (必要の場合の内容)	不要	不要	不要	不要	不要	不要
		到着時 (必要の場合の内容)	不要	不要	不要	不要	不要	不要
	隔離の有無 (有の場合の内容)	無	無	無	無	無	無	無
	医療保険加入の義務 (必要な場合の保険内容)	無	無	無	無	無	無	有 COVID-19対応医療保険（最低補償額20,000ブルネイドル）に加入義務あり
アプリの登録義務	入国条件としてアプリ「PeduliLindungi」のインストール及び「Blue Pass」使用を義務付け 2022年7月1日から、外国（日本含む）のワクチン接種証明書は保健省を経由せずアプリから直接申請する方式に変更（2022年6月29日）	無	無	無	無	無	・ブルネイ入国に際し、E-Health Arrival Declaration Form（到着申告フォーム）への登録は不要。 ・BruHealthアプリを用いたQRコードスキャンの終了。但し、行事内容や場所によっては必要。また今後は健康管理アプリとしての活用を検討中。	
その他		・観光客は、レストラン・モール等に入退場する際、Covid-19ワクチン接種カードやステータスの提示不要（2021年11月15日）	・入国3日前以降に降参国時までに電子健康申告を提出する必要あり。ただし、2022年4月15日以降、陸路経由で入国するシンガポール国民、長期滞在者等かつ7日以内に制限カテゴリー一國への渡航歴がない場合は同申告は不要（2022年4月13日）	・4月1日（土）0時以降、日本を含むビザ免除国/地域からタイに入国する渡航者の滞在可能期間は45日から30日に変更（滞在期間45日は2023年3月末までの措置だったため）	・到着日を初日として7日目までセルフ・モニタリングを行う必要がある。 ・フィリピンに到着する全ての渡航者について、事前にオンライン入力フォーム「eTravel」への登録を義務付け フィリピン政府は、出発国出発の72時間以内の登録を推奨している（2022年12月2日）	<2月9日から> E-Arrival Cardの事前登録義務が開始 ・登録には、渡航書又は旅券、ブルネイ滞在先の住所、入国に使用するフライト/車両/船舶番号、持ち込む現金の情報の入力が必要。 ・なお、登録料は無料で、トランジット（乗り継ぎ）のみの場合は、登録は不要。 ・登録リンク：https://www.imm.gov.bn（E-Arrival Cardを登録する前に、アカウントの設定が必要）		
緊急事態宣言等				非常事態宣言を2022年9月30日に解除				
外出規制の有無	無	有	有	有	有	有	無	
主な規制内容	・2022年12月30日、インドネシア全体のコロナ対策に係る活動制限を終了（2022年12月30日）※ただし混雑した場所や建物内及び狭い場所（公共交通機関内を含む）等でのマスクの着用が推奨、公共交通機関を含めた公共施設の利用の際には、インドネシア国内のアプリ「PeduliLindungi」を活用することが推奨されている。	・全ての集会の参加者数の上限を撤廃（2021年11月13日） ・屋外でのマスク着用義務を解除（2022年4月26日）	・2023年2月13日から、公共交通機関、屋内の医療・介護施設でのマスク着用義務を撤廃（2月9日）	・マスク着用は混雑した場所や換気の悪い場所において推奨されるが、義務ではなくなる。 ・新型コロナウイルス感染者のうち、軽症又は無症状の人は自己隔離不要で外出可能。ただし、5日間はDMHT対策（Distancing：距離の確保、Mask Wearing：マスク着用、Hand Washing：手洗い、Testing：検査（症状が表れた場合））が推奨。	・2021年10月8日から、マニラ首都圏から圏外への国内旅行の制限措置について、18歳未満とワクチン接種を終えた65歳を超える高齢者の移動を新たに許可（10月8日） ・マニラ首都圏を始めとする90地域は5段階の警戒レベルで最も緩い「レベル1」に指定されている。（2022年12月27日） ・医療施設・公共交通機関等を除き屋内でのマスク着用義務を撤廃。（2022年10月28日）	2022年9月15日以降、以下の4つの場合を除き、屋内外におけるマスク着用義務を任意化（2022年9月13日） ・症状がある者で、特段の理由があつて外出する場合。 ・各種医療機関内（例：病院、クリニック、救急車、コロナ検査場、ワクチン接種センター） ・行事主催者から着用を求められる場合。 ・レストランや屋台等、飲食の提供に携わる者。		
国内でのアプリの使用法等 (モール等建物に入る際はアプリの使用が必要など)								
ワクチン接種による優遇措置等		首都ブノンベンにおいて、学校・モール等への入場時にワクチン接種証明書の提示を義務化（2021年10月5日）						
その他		オミクロン株の感染者は、自宅療養可。外国人の場合、ホテル等での療養が可能（2022年1月21日） 到着時にワクチン接種証明書を提示する必要はないが、入国地点で体温検査を受ける（2022年10月3日）						

(出所) 発表日までの各国政府による発表などを基にクレアシンガポール事務所が作成

※本資料は調査日時時点の情報を元にした参考資料であり、各国政府により制度・運用が変更されている場合があります。ご利用にあたっては必ず最新の政府発表などをご確認ください。

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。

当事務所では、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、当事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

		ベトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス	インド	スリランカ		
感染状況	感染者数	11,527,497	5,056,911名	—	—	44,834,859名	—		
	(直近1週間)	(—)	(—)	(—)	(—)	(66,687名)	(—)		
死亡者数	死亡者数	43,186名	36,994名	—	—	531,152名	—		
	(直近1週間)	(0名)	(—)	(—)	(—)	(152名)	(—)		
出入国規制	日本からの入国可否	短期滞在	可	可	可 ※2022年5月15日から観光用e-Visaの申請再開	可	可		
		ビザの要不要 (要の場合の内容)	不要	不要	要 観光ビザ又はビジネスビザ	不要(15日以内の滞在) ※16日以上30日以内の滞在の場合はビザが必要(アライノビザの取得も可能)	要 電子申請による事前のビザ取得が必要	要 観光、商用など目的で入国する際は短期滞在ビザ(ETA)が必要	
		ワクチン接種証明書が必要か否か (必要な場合、ワクチン接種者の要件(回数、メーカー等))	不要	不要	要 到着14日以上前に接種した承認済みワクチンの(2回)接種証明書が必要。ただしジョンソン&ジョンソン、スプートニク・ライトなどの1回で接種が完了するワクチンは1回でもよい(5月2日時点)	不要	不要	不要	
		上記の要件を満たし、「ワクチン接種者」となった場合の入国要件は下記のとおり	—	—	—	—	—	—	
	日本から入国(短期滞在)する際の主な条件	国にありPCR・ART検査が必要か否	入国前 (必要の場合の内容)	不要	不要	不要	不要	不要	
			到着時 (必要の場合の内容)	不要	不要	不要	不要	要 ランダムに抽出された空港に到着した飛行機の内2%の乗客は到着した空港でPCR検査を受ける必要がある(2022年12月24日以降)	
		隔離の有無 (有の場合の内容)	無	無	無	無	無	無	
		医療保険加入の義務 (必要な場合の保険内容)	有	無	有 国営保険会社Myanmar Insuranceが販売するCOVID-19医療保険又は日本等の保険会社の保険(新型コロナウイルスを補償対象に含む)に加入した証明(英語又はミャンマー語)を提示(2022年3月22日～) ※在京ミャンマー大使館に申請する場合は上記の条件が適用されるが、Eビザを申請する場合は引き続きMyanmar Insuranceへの加入が必要	無	無	無	・2022年12月7日以降、検査措置の変更により、保険加入義務は撤廃された。
		アプリの登録義務	無	到着する全ての渡航者について、新型コロナウイルス対策アプリ「MySejahtera(マイセジャテラ)」のインストールを義務付け	無	「ラオ・スースー(LAO KYC)」のインストールを義務付け	無	無	
		その他							・2022年12月7日以降、「新型コロナウイルスワクチン接種証明書」または「スリランカ入国前の新型コロナウイルス検査(PCR/RAT)の陰性証明書」は不要。 ・外国籍者/観光旅行者がスリランカ到着後に新型コロナウイルスに罹患した場合、私立病院/ホテル/住居において7日間の隔離が必要。また、治療・隔離にかかる費用は自己負担。
国内対策	緊急事態宣言等								
	外出規制の有無	有	無	有	無	無	無		
	主な規制内容	・推奨予防指針を5K(マスクの着用、消毒、健康申告、距離を取る、集まらないこと)からV2K(ワクチン、マスク、消毒)に改定(2022年6月17日) ・保健省から、マスク着用の規制を緩和するガイドラインが発表され、急性呼吸器感染症の症状がある者、新型コロナウイルス感染者・感染の疑いがある者、公共交通機関を利用する場合は除き、公共の場でマスク着用義務を撤廃(ただし、公共の場でのマスク着用は引き続き推奨)(2022年9月7日)	・2022年4月1日以降、交通、教育・介護施設、屋内勤務、イベント・集会等に係る規制を大幅に緩和(3月31日) ・2022年5月1日以降、屋外でのマスク着用は任意。ソーシャルディスタンスの確保義務は撤廃するとともに、アプリによる施設入場時のQRコード読み取りを廃止(4月27日) ・2022年9月7日以降、屋内で義務としていたマスク着用を原則任意可。以下の4つの場合を除き、屋内外におけるマスク着用義務を任意化。ただし、医療機関や公共交通機関(クラブなどの配車サービスを含む)でのほか、新型コロナウイルス感染症の陽性者には引き続き着用を義務付ける。 発熱などの症状がある人、高齢者や妊婦といった重症化リスクの高い人、こうした高リスクの人と接触する人や、夜市や礼拝所といった混雑した場所を訪れる場合は、着用を強く推奨する。	・宗教行事や社交行事の集人数の上限を400人に緩和(2022年3月16日)		・ハリヤナ州: 100人以上が集まる集会でのマスク着用義務付け ・ムンバイ市: 市内全ての医療施設でのマスク着用を義務付け ・ケララ州: 妊婦及び高齢者のマスク着用義務付け ・ブドゥチェリー連邦直轄領: 公共の場でのマスク着用義務付け(4月11日)	・2022年4月18日以降、建物に入る際に個人情報提示は不要(4月18日)		
	国内でのアプリの使用状況等(モール等建物に入る際はアプリの使用が必要など)		店舗入店時の「MySejahtera(マイセジャテラ)」でのチェックインは義務ではないものの、店舗側は入店時に「ハイリスク」及び「自宅隔離指示(HSO)」でないことを確認する必要があるため、入店時にアプリ上のステータス開示を求められた際は対応する必要がある。		ラオスCOVID-19対策特別委員会は外国人を含むラオスで生活する全ての人に対し「追跡アプリ」[Lao KYC]の使用を要請(2021年6月26日)				
	ワクチン接種による優遇措置等								
その他									